

一般社団法人日本建築ドローン協会 定款

平成29年8月28日 作成
令和元年7月25日 改定
令和3年5月26日 改定
令和7年5月30日 改定

一般社団法人日本建築ドローン協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本建築ドローン協会と称し、英語では Japan Architectural Drone Association(JADA)と表記する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、建築分野の各種業務においてドローン技術を活用できる人材の育成、及び技術支援、標準化等の事業を行うことにより、安全安心かつ持続可能な社会の実現のために貢献することを目的とする。

当法人はその目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 建築分野におけるドローン技術利活用のための人材の育成・登録・普及
- (2) 建築分野におけるドローン技術に関連する調査・研究・技術開発及び情報発信
- (3) 建築分野におけるドローン技術の活用に関連する標準化・評価・判定
- (4) 建築分野におけるドローン技術に関連するイノベーションの創出と社会貢献
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種類とし、法人会員及び個人会員を正会員とするとともに、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人（学生を含む）
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人又は団体
- (4) 特別会員 当法人と連携し、又は当法人の活動を支援するために入会した行政機関、非営利協会又は学識経験を有する個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 特別会員は入会金及び会費の納入を要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の場合において、未納の会費があるときは、これを完納しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員並びに監事の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類又は電磁的方法をもって当法人に提出しなければならない。

2 前項の書面は、社員総会の日の前日までに当法人に到着しないときは無効とする。また、前項の方法により議決権を行使する者は、社員総会に出席したものとみなす。

3 理事会は、社員総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とその方法について決議を行うことができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事として代表理事をもって会長とする。又3名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち数名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子協会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第27条 役員及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

（取引の制限）

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除又は限定）

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（名誉会長及び顧問）

第31条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任す

る。

- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長がなんらかの事情で欠けたとき又は、事故があるときは副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 当法人は、総会の決議を経て、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号、第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる協会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 49 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第 50 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

（委任）

第 51 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（特別の利益の禁止）

第 52 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

一般社団法人日本建築ドローン協会 代表理事 本橋 健司

平成29年8月28日 作成

令和元 年7月25日 改定

令和 3 年5月26日 改定

令和 7 年5月30日 改定